

○ 財務省告示第十七十八号
平成三十号
条件等を次のとおり告示する。昭和五十七年大蔵省令第三十号
平成二十四年二月十五日
行利付国債の発行等に關する省令
平成二十一年三月八日
行利付国債の發行した規定に基づき、

二 一
の法發号名稱及び根柢記
條律行項及び根柢記
並第特め復第二發利付
四平百別に興一十行成回
十成に十措必の項三の二十三
七十九特別置要た及年特例
条及七年法號)へ法律に東律に
及び年會計第平源施策に日本百
第六律に關六成大震災
十二年九保実施災
二十條三に施か
条三十三年關す
第一法するら
第一法項律るた
一法律項律の成

財務大臣 安住淳

四 三
發行方法の適用
用振替法の適

あ争争う札価振の以律社項第へ並第特め復第二發利付
つ入入。(一)へ格替適下(平成十三年法律第七十五号)
て札札に以を機用「振替法」
、と發による「競争は受け
価同行の「発格付本るも
競にと行競し銀も
争行い(以競て行のう。
入わう以入行とと。
札れ。(下札わすし。
にる、「札わすし。
お入価価「れる、の
い札格格とる。そ規
てで競競い入の定。

五

ハロイ

方募

行争非者特国札非
及入価・別債発競
び札格第参市行争
国発競I加場入
入価法入
札格決
発競定
行争の

込募各割各当も各
み限国り申ての申
の度債当込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を圃別募応ち
割内参額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のよ割高
申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価のし定
入場も加、た価格国定特あ争争す得格決、め
札特の者財後格競債め別つ入るらを定価ら
発別にご務に競争市る参て札札もれ募を格れ
行参よと大行争入場も加、と発のる入受競
一加るに臣わ入札特の者財同行に価額け争
と者発応がれ札発別にご務時一よ格にた入
い・行募各るの行参よと大にとるをよ各札
う第へ限國入と者発応がわう行の加込お
。II以度債入と者発応がわう行の加込お
非下額市札のい・行募各れ。一發重みい
価一を場で決う第へ限國る、下行平のて利
格国定特あ定。I以度債入価一価均應募率
競債め別つを及非下額市札格非格し募入と

六

ハ 口

イ 発

特 国	札 非	入 價	入 價	・ 别 債
別 債	發 競	札 格	行 札 格	第 参 市
参 市	行 争	發 競	發 競	II 加 場
加 場	入	行 争	額 行 争	非 者 特

条特三国条特面行十百国条特千に規特め復二面行第公う円額
 の別億債の別金しニ九債の別百つ定別に興十金しニ債ち面
 規会九に規会額た条億に規会五いに措必の万額た条の、金
 定計千つ定計で利第五つ定計十て基置要た円で利第発平額
 にに九いにに七付一百いにに四はづ法なめ、九付一行成で
 基関百て基関百国項七て基関億、き第財の東千国項の二
 づす万、づす億債の十はづす八額発六源施日五債の特十
 きる円額きる四に規万、きる百面行十の策本百に規例三
 発法面発法千つ定円額発法九金し九確を大五つ定に年千
 行律金行律十いに、面行律十額た条保実震億いに関度百
 し第額し第五て基同金し第五で利第に施災四て基すに六
 た四でた四万はづ法額た四万一付一関すか千はづるお十
 利十二利十円、き第で利十円兆国項するら五、き法け九
 付七十付七額発六八付七、四債のるたの百額発律る億

九 八

七

一

八 口 个

1

振額最

私

低行争非者特国行争非者特国札非入価込行争非者特国行争非者
額入価・別債入価・別債発競札格入価・別債入価・
面札格第参市札格第参市行争発競金札格第参市札格第
金発競II加場発競I加場入行争額発競II加場発競I

す額の振	五	八二	万千五二十二	七国条特	百国
るの記替	万	千千	八七百十一兆	百債の別	九債
。整載法	円	円七	千百七三万五	十に規会	十に
数又の		百	円九十億円千	六つ定計	六つ
倍は規		十	十円九百	億いにに	億い
の記定		四	四千五百	円て基関	円て
金録に		億	億七十四	、づす	、
額はよ		四	九百十四	額きる	額
に、る		千	千六億	面発法	面
よ最振		五千	七十三五千	金行律	金
る低替		百	百三三千	額し第	額
も額口		十	六万五千	でた四	で
の面座		八	十二百	二利十	千
と金簿		万	三一千六	千付七	七

十五
四

償
還
期
限

後第
の二
利期
子以

平利てを毎
成子、支年
二をそ払二
十支の期月
六払日と十
年う以し五
二。前、日
月六各及
十月支び
五間払八
日に期月
属に十
すお五
るい日

十
三
二

初利入価・別債行争非者特国札非
期札格第参市及入価・別債発競
利発競II加場び札格第参市行争
子率行争非者特国発競I加場、入

口
イ
一

發

入価發
札格行行
発競価
行争格日

額面金額× $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$ 規下は期た期平年
定、が金と成〇
す次そ銀額し二。
る号の行を、十一
期及翌休支次四パ
日び営業払の年一
に第業う算八セ
つ十日。式月ン
い五ににたに十ト
て号支當だよ五
同に払たしり日
じおうる、算を
。いへと支出支
。て以き払し払

十額格十額平
四面四面成
錢金錢金二十
三額以額
厘百上百四十
円の円年
にそに二月
つれづ月
つきぞき十五
九れ九十五
十九の十日
九応九
円募円
九価九

十
九
八
七
六

払者入払元償
込札場利還
期參所金金
日加支額

平財日額
成務本面
二十大臣銀金
四年から行額
二月通知百円
十五通知につき
日を受け百円
十五日受けた者